

タイへの進出について（その1）

辻本 浩一郎

タイへの進出に関して、2回に分け、今回は、外資規制とBOI（Board of Investment：タイ国投資委員会）投資奨励制度についてお話をさせていただきます。

＜外資規制＞

タイ進出を検討されるに際し、まず認識いただきたいのが、タイには外資規制があるということです。

規制業種を、43業種に分け、これらの業種への外国企業の参入を規制しています。規制業種に「サービス」がありますが、原則的に、サービス業はタイ資本51%以上が必要なので、タイ人もしくはタイ地場企業のパートナーが必要となります。その点をご注意していただきたいと思います。（サービス業：卸売・小売業、ホテル業、飲食業、観光業、エンジニアリングサービスなど）

一方において、製造業、輸出業、BOIの認可を受けた事業、外国事業ライセンスを取得した事業の遂行については、外資100%での実行が可能です。

しかしながら、外資規制にも一部例外があり、たとえば、登録・払込資本金額が1億バーツ以上の外国企業は、卸売業もしくは小売業もしくは仲介業の遂行が可能となります。卸売業と小売業の双方を外国企業として遂行するためには登録・払込資本金額が2億バーツ以上必要となります。

また、省令で定める業種を除くサービス業とされていますが、目下、当該省令は発令されていないため、現状は案件毎に外国事業委員会が認可を出しています。例えば、自社製造製品のメンテナンスや修理業、海外に所在する資本関係25%以上の関連会社からの物品の輸入・卸売業、海外の関連会社への貸付業などがあります。

※ 1バーツ=約3.5円

＜BOI 投資奨励制度について＞

続いて、タイ進出・投資するに当たり、一つの枠組み／制度であるBOI投資奨励制度について説明します。

BOIとは投資政策の決定、投資案件の認可や特典の付与を担うタイ工業省傘下の投資誘致機関で、タイの持続的な成長に寄与し、また競争力を高めるため外国投資を奨励する目的で作られた制度の一つです。

外資規制に該当する業種であってもBOIの認可を受けることで、外資／独資での進出、事業遂行が可能となります。

BOIが奨励促進している業種は、第1類から第8類までの125業種あり、事業の重要度によりA1グループからA4グループ、B1／B2グループに分類されています。

第1類	農業および農作物
第2類	鉱業、セラミックス、基礎金属
第3類	軽工業
第4類	金属製品、機械、運輸機器
第5類	電子・電気機械
第6類	化学、紙、プラスチック
第7類	サービスおよび公共事業
第8類	技術・イノベーション開発

A1	国の競争力を高める事業
A2	国の発展に貢献する事業
A3	国の発展にとって重要な事業
A4	サプライチェーンを強化する事業
B1／B2	バリューチェーンにとって重要な裾野事業

BOIは上記のグループや業種毎に様々な特典を付与しています。業種やグループ毎に条件や内容が異なりますが、法人税の免除、BOI事業で使用する機械・設備の輸入関税の免除、輸出用原材料や部品の輸入関税の免除、その他、ビザや労働許可証の容易な取得、土地が所有できるなどの特典があります。

申請の所要期間は、申請準備から申請～認可まで、約5か月程度となります。

BOI制度については、従来は製造業による申請が主流でしたが、昨今は、関連会社向けのサポート、トレーディング、エンジニアリングサービスなどの業種で申請する企業も増えています。今回は、東部経済回廊（eastern Economic Corridor（EEC）、タイランド4.0、直近の規制監査事例についてお話をさせていただきます。